# 合葬墓の特例使用許可を受ける場合の流れ

特例使用許可とは、市営墓園の区画の使用者が、その使用区画を返還する場合には、既に埋蔵されている焼骨については、合葬墓に無料で埋蔵できるという制度です。

## 1. 特例使用許可の申請

【必要書類】

- 市原市合葬墓特例使用許可申請書
- 市原市墓園施設使用許可証
- 墓地を返還するための墓石等の撤去工事に係る契約書の写し
- ・戸籍謄本(申請者と焼骨の関係の分かるもの)
- ・埋蔵されている焼骨全員分の改葬許可書
- ・(市外在住者の場合) 住民票の写し
  - ※改葬許可書の取得方法は裏面をご覧ください。

## 2. 墓石等の撤去工事

※工事費用に関しましては、自己負担となります。

特例使用許可を受けた後に、墓石等の撤去工事を行っていただきます。工事の際の必要書類や流れについては、別紙の「墓石等を設置するときの手続きについて」をご参照ください。

# 遺骨の引き取り(海保墓園管理事務所)

遺骨の引き取りは、海保墓園管理事務所で手続きを行う必要があります。前日までに海 保墓園管理事務所に連絡してください。

## 【必要書類】

- 墓園施設使用許可証
- ・ 改葬許可書 (焼骨全員分のもの)

## 3. 使用区画の返還

※当初お支払いただいた使用料は、返還することができません。

撤去工事完了後、区画を返還していただきます。

#### 【必要書類】

- 市原市墓園施設返還届
- 市原市墓園施設使用許可証

## 4. 合葬墓への納骨について

返還区画の確認後に、焼骨を合葬墓に改葬していただきます。

## 【必要書類】

- 合葬墓特例使用許可証
- ・改葬許可書(焼骨全員分のもの)

## 【改葬の流れ】

# ①埋蔵証明書の申請(市役所2階 保健福祉課)

改葬許可申請の際に埋蔵証明書が必要になります。

(必要な書類) 市原市墓園施設使用許可証(市営墓園の使用区画のもの)、認印、 埋蔵蔵証明書交付手数料1体につき300円

# ②改葬許可書の申請(市役所1階市民課 及び 各支所)

(必要な書類) 埋蔵証明書(上記①で取得したもの)、認印

墓地使用者等以外の者が申請する場合は、別途書類が必要になりますので、市民課で確認してください。

# 注意事項

- ・ 合葬墓特例使用許可を受けた場合には、焼骨は直接合葬室に埋蔵いたしますので、 合葬墓内部に入ることはできません。
- ・一度合葬墓に改葬した焼骨を、返還することはできません。
- ・改葬許可書を取得し、特例使用許可を受けた焼骨しか埋蔵することはできません。
- ・表面4の手続きを行った日付が埋蔵日となります。

## 合葬墓に関する問い合わせ先

#### 市原市役所 保健福祉部保健福祉課

市原市国分寺台中央1丁目1番地1 電話 0436(22)1111(大代表)

#### 海保墓園管理所

市原市海保824番地 電話 0436(36)0750

## 能満墓園管理所

市原市能満1576番地1 電話 0436(41)9097

#### 改葬手続きに関する問い合わせ先

#### 市原市役所 市民生活部市民課

市原市国分寺台中央1丁目1番地1 電話 0436(22)1111(大代表)